

4月から児童扶養手当の手当額が改定されます

児童扶養手当の手当額が、平成30年4月分(8月10日支給分)から引き上げられます。

◇児童扶養手当額

		平成30年3月分まで(月額)	平成30年4月分から(月額)
本 体 額	全部支給	42,290円	42,500円(+210円)
	一部支給	42,280円~9,980円	42,490円(+210円)~10,030円(+50円)
第 2 子 加 算 額	全部支給	9,990円	10,040円(+50円)
	一部支給	9,980円~5,000円	10,030円(+50円)~5,020円(+20円)
第3子以降 加 算 額	全部支給	5,990円	6,020円(+30円)
	一部支給	5,980円~3,000円	6,010円(+30円)~3,010円(+10円)

◇児童扶養手当とは

児童扶養手当とは、父母の離婚などによって、父または母と生計を同じくしていない児童について、生活の安定と自立を図るために手当を支給する制度です。

※手当の支給に関しては、所得制限などがあります。

◇問い合わせ 社会福祉課 福祉児童係 ☎0738-23-5508



4月から次の福祉手当制度の手当額が改定されます

「特別児童扶養手当」、「障害児福祉手当」、「特別障害者手当」の手当額が、平成30年4月分(特別児童扶養手当は8月10日支給分、障害児福祉手当・特別障害者手当は5月10日支給分)から引き上げられます。

◇各福祉手当制度手当額

	平成30年3月分まで(月額)	平成30年4月分から(月額)
特別児童扶養手当1級	51,450円	51,700円(+250円)
特別児童扶養手当2級	34,270円	34,430円(+160円)
障害児福祉手当	14,580円	14,650円(+70円)
特別障害者手当	26,810円	26,940円(+130円)

※各福祉手当の受給要件は、重度の障害がある方が対象となります。

詳しくは、健康福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

◇問い合わせ 健康福祉課 障害福祉係 ☎0738-23-5645



後期高齢者医療制度の保険料率等が改定されます。

和歌山県後期高齢者医療制度の平成30・31年度の保険料率等が決定しましたのでお知らせします。

平成30年度後期高齢者医療保険料額の通知は、7月中旬に送付します。

後期高齢者医療保険料は、等しく負担していただく均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額となります。今までどおり所得の少ない方などには軽減制度がありますが、平成30年度は今まで特例措置として実施されている所得割2割軽減が廃止され、元被扶養者の均等割7割軽減については、5割軽減に変更されます。なお、均等割額の5割・2割軽減の対象は拡大されます。

◇後期高齢者医療保険料

年 度	均等割額	所得割率	賦課限度額(上限保険料額)
平成30・31年度(年間)	45,812円	8.80%	62万円
【参考】平成28・29年度(年間)	44,177円	8.93%	57万円

◇問い合わせ 市役所国保年金課国民健康保険係 ☎0738-23-5530
和歌山県後期高齢者医療広域連合 ☎073-428-6688